

第6回 国立市保育審議会会議録

日 時 平成28年4月5日(火) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所3階 第3・第4会議室
出席委員 委員 10名
(新開 よしみ、竹内 幹、近藤 佳子、和田 美佳、川田 あゆみ、
北島 健太郎、福島 美智子、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり)

内 容 1. 公立保育園の民営化の方法について
2. その他
・日程について

第7回 平成28年4月19日(火) 午後7時00分～
場所：市役所3階第3、4会議室

【会長】 7時になりました。全員委員の先生方もおそろいですので、始めさせていただきます。本日の議題に入ります前に、新しく審議会委員になられた方について、事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】 委嘱状。福島美智子様。
国立市保育審議会委員を委嘱します。
委嘱期間は、平成28年4月1日から答申の日まででございます。
平成28年4月1日。国立市長、佐藤一夫。
よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【会長】 それでは、私立保育園園長会代表の委員ですね、一言お願いいたします。

【委員】 私は、私立保育園園長会から参りました。春光保育園の福島美智子と申します。私自身、国立生まれの国立育ちで、私立保育園の出身でございます。

前任の神田先生がこの3月で退職なさいましたので、代わりにやっまいりましたが、本当に途中参加で色々わからない点があると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、新年度を迎えまして、事務局においても変更があったそうです。ご紹介をお願いいたします。

【事務局】 4月1日付で人事異動がございました。前任の児童青少年課長がかわりまして、松葉課長でございます。

【事務局】 松葉でございます。これまでも子ども政策担当課長ということで事務局に入っておりますが、4月1日付で児童青少年課長になりました。今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、子ども政策担当課長がかわりまして、新しく関課長になりました。

【事務局】 新しく4月1日付で子ども政策担当課長を拝命いたしました関と申します。よろしくお願いいたします。

こちらに配属する前は、2年間人事交流ということで、国立市から国立市社会福祉協議会に人事派遣として派遣されてまいりました。2年ほど違う組織から戻ってまいりました。まだまだ、私も勉強することが多いかと思いますが、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 最後に、新しく保育事業推進担当係長が配置されました。協働でございます。

【事務局】 児童青少年課の保育事業推進係長として参りました、協働と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入ります。議題の1番、公立保育園の民営化の方法について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 まずその前に、資料の配付等の確認をさせていただきたいと思います。

本日、机上に配付させていただきました資料を進めさせていただきたいと思います。事前にご送付させていただきました資料は使わないという形で、机上に配付させていただきました次第と、各資料です。ただ、事前に送付いたしました審議の流れについてというところにつきましては、内容等、特段変わっておりませんので、その点につきましては、事前ご送付した資料を使っただけだと思います。

本日、机上に配付させていただきました資料としましては、配付資料1として公立保育園の民営化の方法について、右上に第6回資料1と書かれているもの。資料2として就学前児童数の推計、第6回資料2です。続きまして、資料3として矢川公共用地活用計画のスケジュール変更について、第6回資料3になっております。資料4として公立保育園民営化の方法と見解となっております。資料5が民営化の方法別における公立保育園職員の見解、資料6が国立市保育審議会委員名簿です。本日、1名私立保育園園長会の代表の方が代わりましたので、変更を反映させていただきましたので、こちら資料6で配付させていただいております。それから、第5回追加資料1として、前回公立保育園で出ました意見等を集約した資料となっております。追加資料2につきましても、同じような形で、第5回の追加資料という形で本日配付をさせていただきました。

また、本日机上に配付させていただいているほかの資料としましては、国立市保育審議会の視察についての通知文と、対象園の流れ、ガイドラインの流れを資料として付けさせていただき、対象園の地図も一緒にセットで置かせていただいております。

あと、本日、最後に配付させていただきました意見書も提出がございましたので、配付をさせていただきました。

資料は以上ですが、足りないもの等ありますでしょうか。

(特になし)

【会長】 ありがとうございました。それでは、資料1は事前にご確認いただいて、これについて、各委員からご意見をいただいたものを、事務局でまとめていただいたのが資料4ということになります。

民営化する園・方法についてということで、1ページ目、2ページ目に9つの枠で意見をまとめてくださっていますので、それについてご意見をいただきたいのと、本日、委員からご意見をいただいていますので、そちらもあわせて検討していきたいと思います。

このポイントについて、説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、まず本日の資料4の公立保育園民営化の方法と見解ですが、これは事前に委員の方々に課題を出していただきまして、それを取りまとめさせていただいたものです。

その前に、まず資料1、公立保育園の民営化の方法についてというものをお手元にご用意いただければと思います。前回の第5回の審議会のときに、民営化の移行形態ということで、「社会福祉法人へ公募により運営主体を移管する」方法と、2ページ目の民営化移行形態2ということで、「市が財団法人、社会福祉法人等を設立し、運営主体を移管する」。それと、5ページ目に民営化移行形態3ということで、「市が社会福祉協議会に、運営主体を移管する」と、この3つの方法を各自自治体等でも、ということも確認した中で、大筋としては、この3つが主流といいますか、流れになってくるのではないかとご提示をさせていただきました。その中で委員の方々から、大体、具体的にどのぐらい期間を要するのかがということを提示してほしいということでもいただきましたので、今回それをつけ加えたものを作成しております。

まず、民営化移行形態1の社会福祉法人に移管する場合についてです。これは2ページ目に、プロセスと期間の目安ということで書かせていただいております。次の審議内容に進めさせていただきたいので、この期間の目安のところだけご説明させていただきます。

こちらの形態1につきましては、対象園の決定から移管までに、2年から3年半程度が目安という流れになっております。移行の流れについては、記載させていただいておりますとおりでございます。

次の民営化移行形態2、「市が財団法人、社会福祉法人等を設立し、運営主体を移管する」場合です。4ページ目になります。対象園の決定から移管までについては、3年半から5年程度が目安になってございます。その上のところに、移行までにどのような流れでどのぐらいの期間を要するのかがということをご提示させていただいております。

そして最後、民営化移行形態3、「市が社会福祉協議会に、運営主体を移管する」場合です。6ページ目になります。移行の流れについては記載のとおりです。対象園の決定から移管までに、3年半から5年程度が目安ということで提示をさせていただいております。

それぞれの移行形態についての大まかな内容ですので、多少の前後は当然あるかと思いますが、流れとしては、このぐらいの期間を要するということでございます。

それを踏まえまして課題を委員の方々にはお送りをさせていただきまして、今回提出をさせていただいたものを、取りまとめたものが資料4になります。公立保育園民営化の方法と見解です。こちらからの設問は、民営化する園・方法についてと、民営化の時期、民営化の課題等についてということで、あと、民営化にあたっての留意点・要望等ということでご質問をさせていただいておりますが、本日次第にもございまして、公立保育園の民営化の方法についてということになりますので、1ページ目から3ページ目の上段の民営化の時期までのところについて、こちらでいただいた意見を簡単に説明させていただいて、その後、ご議論いただき、ご意見をいただければと思います。

それから、事務局から説明をさせていただいた後に、続けまして、本日、委員から追加資料として、当日配付をさせていただいておりますので、委員から追加で説明があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、公立保育園の民営化の方法と見解についてということで説明をさせていただきます。

最初に意見のポイントのところを読み上げさせていただいて、どんな視点が入っているのかということの説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番、公立保育園を1園残し、他の3園について、財団法人を設立、運営を移管するというこ

とです。この「公立保育園1園を残し」というところで、右を見ていただきますと、意見の内容としては、この1園に、括弧書きで出ているような、「(病児保育、一時保育、子育て広場等の併設、市内の保育所・幼稚園のネットワークの構築)」、いわゆる多様な保育、ニーズのことについて、1園で実施をしながら残りの3園は財団法人に設立、運営を移管というご意見をいただいております。

次の2番が、これも公立保育民営化を1園行い、財政面の有効性を検証した後、3園の検討を進めるとなっております。左側の各委員の意見のところ、まず1園を行ってみてどれだけの財政面での有効性が認められたかが、立証された後3園への検討を考えてもよいのではないかという意見がございます。それに加えて、公が果たすべき役割を担える、直接運営の公立保育園はできるだけ残すことが望ましい。直接運営の必要性として、現場を持っていないと子どもや親の現状や要求をつかめないという意見も書いていただいております。

次の3番です。こちらにも公立保育園の1園ないし2園については、民営化を進めるということです。民営化を進めるに当たっては、公が担うべき保育サービスや子育て支援の機能を持たせる必要性も考えられることから、保育政策の検証を進めた上で民営化を進めることがよいのではないかというご意見をいただいております。丸の2つ目のところで、懸念されることとして、国立にとっては初めての取りかかりになるので、丁寧に行う必要があるということで、移管するにあっても、まずは1園、2園を民営化して、その結果を踏まえた上で、段階的に進めるべきではないかというご意見をいただいております。

次の4番です。意見のポイントとして、市が自ら牽引していくべき地域の子育て・保育に対する支援施策を実現するというものです。これは先ほど3番でも出てきていますが、いわゆる保育サービスや子育て支援の機能を持たせるというのは、内容的には同じようなご意見をいただいていると考えております。こちらにも、まず1園を実績ある社会福祉法人へ移管、その後検証を進めた上で十分な検討期間を踏まえた上で、社会福祉法人、あるいは財団を立ち上げることというようなご意見をいただいております。

次の5番です。こちらにもネットワークの拠点という言葉が出てございます。これは、前の3番、4番と同様に今後進めるべき検証を進めた上で、市が行うべき保育サービスや子育て支援ということをおそらく同様に指していただいているのではないかと思います。一番のポイントと思われることは、黒丸の3つ目です。公立保育園の民営化を行う際に、法人を募集して運営を移管する場合、法人は保育士を新規に採用しなくてはならない。保育士不足が問題となっている現在においてというふうに出しております。現在、家庭的保育者など担い手が少ないという中で、2種の教員免許でも可というようにいろいろな動きも出てきています。まず、保育士不足が現状としては問題になっている。その中では、現在においては、質の高い保育を実施できる経験豊富な保育士を一定数確保するのは大変なことである。そのために国立市においては、人的な財産とも言える公立保育園の保育士がいるのだから、今まで培った経験をぜひ民営化でも発揮していただきたいというご要望をいただいております。

続きまして6番です。こちらでは、国立市の保育園では、どこにも歴史があり、保育内容も充実しているが、公立のほうが心配な点が少ないというご意見をいただいております。今後、少子化を見据えている中では、果たして事業拡大を考える保育園が出てくるのであろうかというご意見をいただいております。懸念されることについては、3行目の「また」以降のところ、また、反対に手を挙げる園が多いということは、保育事業が利潤の高いものととらえることが考えられ、それは子どもにとって最善の利益を考える施設としては、かけはなれているのではないかというご意見をいただい

ております。この点については、後ほど皆さんからご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

次に8番目です。これまでは、対保護者の不安ですとか、移行することの不安、また、財政面ということが出てきましたが、8番については、施設の老朽化というところを視点に置いたご意見をいただいております。施設の老朽化を考慮する必要がある。対象園を決める場合、スムーズに移管するためにも、施設の保育施設環境が整った園を移行園として決めることも一つの視点ということで、老朽化しているところであれば、大規模改修なりの経費が移管する際にかかってくるということなので、まず建物の状況を見るというのも重要な視点の1つではないかというご意見をいただいております。

【会長】 すいません。7番目を飛ばしたようです。

【事務局】 失礼しました。7番目は、移行形態2の財団法人を設立する方法がよいと考えた場合ですが、1園ずつ法人を募集する方法に比べて市側の負担は大きくなってしまいうことで、左側の各委員の意見のところでは、1園ずつ法人を募集する方法に比べて市側の負担は大きくなってしまいう。市はやってもよいと考えているのかというご意見をいただきました。この辺の内容がどういことなのかというところで、また、皆さん方からこんな理解ではないだろうかというご意見をお話いただければと思います。

最後になります。9番ですが、民営化にあたっては、まずは1園やってみてノウハウを蓄積していく方法がよいと思う。これは、これまでの8番のところと共通していて、まず実績がない中で、市も初めての中では、やはり1園を民営化する中で、しっかり検証を踏まえた上で、財団、または、社会福祉法人ということを進めていくべきではないかと。内容としては、それまでの意見と同じようなところを出していただいているかと思ひます。

続きまして、先に民営化の時期について、こちらでもご説明をさせていただければと思ひます。法人を設立する方法でも時間的には間に合うと思ひうというご意見をいただいております。そのためには、保護者への説明は十分な時間をとってほしいというご意見をいただいております。

矢川プラスが目安として平成32年と打ち出しているのであればそれはよい。残りの3園をどうしていくかは、園舎の老朽状況などといった、何か優先順位をつけて順次民営化を進める。これは、先ほどの上の8番の施設の老朽化のところとも、リンクをしてくると思ひますが、このようなご意見をいただいております。

それと、3番が、これは子ども・子育て支援事業計画の中で、平成27年から31年までの5年間で待機児解消をしていきますという市の計画を出してごひます。そのため、こういう計画が出ているのであれば、やはり、平成31年までという、この5年間というものを1つの目安として、考えていくことが重要ではないかというご意見をいただいております。

【事務局】 ちょっと1つだけ、すいません。今、課長から説明があつたとおひですが、この表の左側のカテゴリーを、民営化する園・方法についてと、時期というところを説明したのですが、私どもから委員の皆さんに意見を上げたときには、1つは、民営化にする園について、これ1点。それと民営化する時期について、2点目。3点目として、民営化の方法の優先順位ということで、私どもが質問を投げかけたわけですけれども、それをまとめた形でカテゴリーをまとめました。皆さんのご意見ということで、いわゆる優先順位については、今、一番初めにある民営化する園と、ここについて含まれている、あるいは、民営化する時期に含まれているということで考えていただければと思ひます。ちょっとカテゴリーの枠組みが違いうことで、申しわけごひません。

【事務局】 すいません。説明が長くなり申しわけありませんでした。では、会長にお戻りする前に、本日、当日配付いただきました委員から資料をいただいておりますので、もし何かあればお願いいたします。

【委員】 私からは、机上に配付させていただいております、第6回保育審議会に向けての事前準備ということで、本日配付になってしまって申しわけありませんでした。3月28日の段階では、意見を集約することができなかつたため当日配付となりました。

この意見書を作成する上で、私、個人の判断では、なかなかできかねるところがあったため、前回の審議会が終わった後に、公立保育園の全保護者に、この状況を説明しました。そして、意見をいただいた中からこの形で集約をさせていただいております。

意見のところを読んでいきます。公立と私立の保育の質に差はなく、高い水準を目指していると共通認識がされた中、財政負担の多い公立保育園を民営化し、削減された費用で国立市の保育課題である、待機児童対策や保育サービスの拡充を行うと示されているが、削減された費用が待機児童対策や保育サービスへの予算に充てられる保障が見えなくわかりづらい。

また、公立保育園の民営化は、財政の健全化のための取り組みであり、そこに在園する子どもたちや保護者、国立市としての保育ビジョンが欠けている。

さらに、公立保育園の役割については、これまでの人材資源を生かした、総合的な子育て支援に取り組み、地域全体で支援をするためのネットワーク構築が必要であると議論されているが、民営化が進んだ場合、この機能はどこが担うのか疑問に思う。

以上のことから民営化には反対である。上記懸念事項が解消されるまで結論を出すことは、時期尚早であると記載しております。

公立保育園の役割について、公立の保護者が考えてきたこと、現状市内に、保育園の保育方針に合わない家庭や、障害を持つ子どもたちのセーフティーネットとしても機能をしている公立保育園。保育という小さな命に近い職場環境において、安全で安心して預けられる施設基準は、行政機関として、運営主体が何であれ確保する必要がある。

公立保育園の職員が担ってきた生活困窮者の自立支援、不適切な生活環境の見守りなど、子育て支援に介入、代弁できる職員の存在がある。公立保育園に市の職員が常駐しているのが、国立市子ども総合計画に書かれている子育て支援体制の充実を目指している。公立保育園の職員の保障が守られていることから、勤続年数が長く、経験値、専門性の高い保育士が多く、若手保育士に丁寧な指導が行き届いており、公立4園の中で異動を行いながら、お互いに切磋琢磨して、実践を積み重ねてきたことで、国立市の保育の質が守られている。子どもを中心とした保育だけでなく、子どもを養育する第一責任者である保護者への指導も適切に行われており、そこに子どもの最善の利益が生まれてくると考えるというところです。

その下ですが、民営化の時期についてというところですが、民営化について、そもそも民営化を行うか否かの議論が必要であるが、民営化の方法についても疑問が残る。そもそも公立と私立の保育の質に差はなく、高い水準を目指しているという意見は、既存の私立と公立の保育に差がないといっているだけであり、新規参入の事業者が同じレベルの保育の質を有していると述べているものではない。そのため1の案は、もともと共通認識という前提を覆すものであり検討に値しない。

2、3案については、民営化における一番の不安要素。子どもたちにとって大好きな保育士がいなくなる。そういう配慮がされているが、保育士の賃金引き下げに伴う、保育士のモチベーションの低

下や離職が懸念される。

また、国立市における民営化によって保育の質の維持が維持されるかという検証を行うことが先決であり、安定的な運営を行うために1園のみならず、複数園の民営化がどうかを検討すること自体が本末転倒である。そのため、当該民営化の方法も反対である。保育士の待遇の保障をした後に民営化の方法を検討すべきである。平成32年までに民営化を計画しているが、行政説明責任を果たすべき保護者への説明が十分行われているのか。保護者への説明会も半年程度で市の職員と十分議論し、保護者が理解できるのか、それらの理解を得ることは難しいと書かせていただいています。

最後の部分ですが、公立の保護者からいただいた意見を、ずっと話ししてしまうと長くなってしまいますので、記載させていただいてありますので、お時間のあるときにでも読んでいただきたいと思いますと思うのと、意見書がもう1枚あったと思います。これまで審議会宛てに出た意見書、おそらく3枚ほどいろいろな団体から提出されてきたと思うのですけれども、議論がしっかりされていなかったなと思います。審議会宛ての意見書に記載されている、先日保育カフェというのが行われまして、この会自体に、私が保育審議会の委員として参加させていただいております。やはり、そこで当事者である保護者と話し合った結果、やはり保育はお金で買えない価値があるであるとか、公立保育園の質が悪いから民営化するならわかるが、お金がないからという理由では納得できない。公立保育園が質の高い保育をしているからこそ私立園が頑張れる。公立がよいか私立がよいかという対立構造ではなく、その人の幸せに暮らすことを考えるのが市の責任。そもそも民営化について、保護者として説明を一切受けていない。まずは、民営化の是非についてきちんと議論すべき。審議会や市は保護者の意見も聞かずどんどん進めている。この春も待機児童が多い中、民営化どころか保育園を増やすことに一刻も早く取り組むべきであり、保育行政は、保護者の願いからずれているというふうに、最後に最低限、保護者や市民に直接説明し、意見を丁寧に聞くことが求められますというふうに書いてありますが、これまでも以前いらっしゃった神田委員が民営化の是非を行う場ではないという発言があったので、私も個人的に是非について話さないほうがいいのかなど、やはり諮問に沿った内容に話すべきかなと思っておりましたが、公立全保護者の声を聞くと、やはり納得いかないだとかそういう反対意見が多く、この保育カフェにおいては、涙を流しながら話していた保護者もいたので、すいません、ぎりぎりになって申しわけないのですが、このような形で意見書として上げさせていただきます。

お時間いただきありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。事務局からは何かございますか。こういった保護者からの意見をどのように今後という点で、お願いします。

【事務局】 今回4月4日付で今お話いただいた、今日お配りした意見書と、あと以前にお配りしていますが、1月21日付、2月9日付、2月12日付の3件を加えて4件の意見書が出ておりますので、こういったご意見、あるいは、私どもも事務局として、いろいろなご意見、民営化についてのそもそもというところになるのでしょうかといったご意見もいただいておりますので、そういったことも受けとめながら議論していただくということが前提だと思います。民営化の本来目的ということをお話ししていると思いますけれども、ただ、それにも色々なご意見がありますので、事務局として受けとめながら、この審議会、あるいは今後の政策も含めて進めていきたいと思っております。

【会長】 ほかの委員からはご意見ないでしょうか。

【副会長】 委員の意見書を拝読して、1ページ目の意見と書かれたところの冒頭です。

要するに、民営化することによって、いわゆる補助金が4,000万円来る、そして、運営費自体が

2,800万円ぐらい安くできる。合計6,200万円年間浮くみたいな計算です。少なくとも補助金部分を4,000万円ぐらい上乗せで来るので、それがどういうふうに使われるのかがわかりづらいというのは、別の委員さんも事前に、以前ご指摘があったとおりで、私もそう思っていて、ここは答申にはちゃんと盛り込んで、安くなったから、それは財政健全化ではなく、保育サービスのニーズが高まってきているのに対応するために使うというふうに、ちゃんと答申に書いたほうがいいのではないですか。別にそれを議会がどうする、市長さんがどうする、市行政がどうするかはもちろん向こうの勝手ですけれども、審議会としては、やはりこの点がないのに、ただ単に民営化したのであれば、財政健全化に貢献しただけということで、しわ寄せがどっかにくる、来ないという前提で話は進めていきますけれども、来る場合は、必ずしも来ないとも言い切れないので、そこは書いてほしいというのが私の意見。

2点目ですけれども、2ページ目の冒頭に4園同時にやっているからということで、私も全然全く当事者ではないですし、失礼ながら保育の現場を見ていなくてこういうのも後ろめたいのですが、こういうような意見、現場感覚というのはそうなのかなと思います。ただ、本当にそうかどうかはちょっとよくわかりませんが、これははっきりただ申し上げると、ここの点を本当に委員さんにはとても期待していたのですが、残念ながら上がってくる意見が、はっきりすごく、失礼ですけれども、こういうふうに切った張ったではだめなので、ちょっと感想文みたいなことではなくて、ほんとうにこれが、今、委員が書いていただいた3行、おそらくこれはある程度は、そうなのだろうと、やはりOJT、経験のある人が新人を現場で育ててきたというはあるでしょうし、それは大事だと。財政健全化を見ますと、要するに都と国から補助金が年間4,000万来る。これも明らかにゲインです。これはとりたいて。何で6,900万という数字が出ているかというと、ほかに運営費が2,800万ぐらい浮くとなっています。それはなぜかということ、要は、私立保育園と、国立ではないですよ。要するに、一般の私立保育園と公立保育園の運営費を比べてみると、大体人件費が安いわけ。それは別に安く買いたたいっているわけではないですよ。若い方が多いので安い。それはそれでいいことなのかもしれませんが、話を戻しますと、2ページ目の公立4園、移動を行いながら互いに切磋琢磨してというのが本当にそうなのであれば、これをしっかり出しとし、だからといって民営化反対と私は言っているのではないですよ。こうやって例示があるのであれば、これはしっかり出していただきたい。しかもガイドラインづくりが始まる前に、是非これは本当にお願いしたいです。しかも、それは感情論とか感想文ではなくて、実際どうやってやるのかということ。2点目です。

3点目の意見です。これはやはり、何度も言いますが、私は別に民営化反対ではなくて、民営化賛成論者でもない、どっちつかずで恐縮ですが、これは本当に市の事務局にもお願いしたいのですけれども、こういう不安というのは、非常に当然で、もしかしたら民営化進めたい立場からいえば、こんなこと聞いていられないという立場なのかもしれません。何せ年間6,900万は大きいですから。ただ、もうちょっとこう考えるのは、立場に立った上で、例えば、どういうガイドライン設定を考えていて、実際に社福にお願いしたときに、実はこのぐらいはもうリサーチをしている。例えば、何か心配、懸念になるような社福というのは、こういうサインが出ているので、それに関しては注意して我々も見ている。だから、失敗例を、どこかから実はこっそり学んできて、具体的な市の名前をお挙げできないが、こういうことでは失敗があるので、ここに関しては国立では同じ二の轍は踏まないように頑張っているつもりです。これなら民営化も大丈夫じゃないですかという歩み寄りが若干感じられなくて、私は、別に民営化してもいいと思っていますよ。ただ、心配が非常にわかるなというのが私

の意見です。

以上3点です。長くなってすいません。感想文でした。

【会長】 ほかにご意見ございますでしょうか。

では、本日の審議のほうの議題の中心で、またこれは、本当に貴重なご意見だと思いますので、全部お読み上げにならなかった部分もしっかりと読ませていただいて、今、竹内副会長からもありましたように、ご意見をどのように不安を少なくしながら、ガイドラインをつくっていくのか、方法を考えていくのかということに、先ほどの待機児童サービスなど、保育サービスに充てるということを引きつらぬき答申書に示していくということも含めて答えていきたいと思っておりますので、その時々にご意見をいただけたらと思います。

では、こちらの委員の意見書も参考にしながら、先ほど資料4の1番から9番までについて、不明な点とか確認したい点とかございますでしょうか。

【委員】 すいません。ちょっと質問が戻るんですけども、今の川田さんのお話にあったような形でいうと、例えば、保護者は反対している方もいらっしゃるというのはわかるんですけども、この民営化の方法についてという形で配られた資料を見ると、対象園の決定、発表からこれは話が始まっていて、対象園が決定して、発表された後、多分、その対象園の保護者に向けて説明会を行われるという流れだと思うんですけども、私たちが今、審議会をしていて、途中で1回、市民の方への説明が、仮の答申がまとまった時点ですということだったんですけども、これは市長からの民営化の方法について議論をする審議会なので、当然、その方向で流れていくとは思いますが、例えば反対している方がいらっしゃったときに、何かちょっと言い方は変なんですけれども、反対と声を上げて、これを覆せるチャンスはもうないというふうに、保護者説明会で反対しても、対象園が決定、発表された後に、えーってなって、混乱の中、そのまま反対ではなくて民営化すると決まりましたって言われたら、反対してもしょうがないわけじゃないですか。だから、反対している方がいらっしゃった場合に、このような点で反対ですとか、こうしてほしいとかということ言うタイミングとしては、もうこの審議会が最後なのか、あるいはこれをやっていって、市民説明会なんかで、例えばたくさんまた、前回のよう署名が集まるとか、反対する方がたくさんいらっしゃる、保護者がみんな反対しているとかということになったら、この話が戻って、もう一度民営化の是非が検討されるころまで戻るのか、どうなのかなというのを伺いたいと思っております。

【委員】 それに関連して、ちょっと質問していいですか。

【会長】 はい。

【委員】 私も、審議会のメンバーとして、立場的にどこまでがどうなのか私もよくわかってないですけども、それをまず確認しないと、ここの場で全部決めてしまって、それが決まってしまったら後からどうこうではなくて、私の諮問委員というのは、自分の意見をこの席で、この審議会の中で立場を、自分で学んだことと感じたことを話して、最後は、統一見解を出すのではなくて、その後、それをまとめてどういう方向にいくとか、そういうことは、また別個の形でやらないと、私たちがここで決めてしまって、先にこういうふうに決めるというものではないです。それを聞きたいです。どこまで私たちがやるのでしょうか。

【副会長】 手続的には市議会が決めることですし、市長選挙を受けた市長が決める、別に、私どっちかを支持するわけではないですよ。なので、責任は市議会なり市長がとるという形でいいのではないですか。

【委員】 ですよ。だから、その意見を言って、私たちが言って、その判断はそういうところでやるということで考えてよろしいでしょうか。

【会長】 そうですね、はい。

【委員】 だから、反対する人もいるし、賛成する人もいるということ。

【会長】 おそらくだから、反対のことにどう対応するかも最終的には市が決めることで、こちらでは反対だから差し戻すとかそういうことをやるために今までお話ししているわけではないので、民営化する場合にはどういう方法があって、国立市の場合は何が望ましいかということ、幾つかの選択肢を、この場合はこうということを多分提言していきながら、皆さんの公の意見を聞きながら、また修正して、ガイドラインをつくっていくのかなというのが私のイメージですけども。

事務局よろしくお願ひします。

【事務局】 事務局からご説明させていただきます。まず、この保育審議会ですね、市長が一定の今回の目的に合わせて諮問させていただいて、これから答申をいただくという流れです。それは第三者機関、いわゆる外部識者を含めた第三者機関で、そこで一定の責任あると申しわけないですけども、結論を出していただきます。これはあくまでも意見ということで、ただし、市長が諮問して、答申に対して私どもは尊重しなくてはいけないと思っております。その答申が出ましたら、今度はもちろん答申案の段階で、今、市民説明、意見交換をしていく形を1つあるかと思ひます。それが、意見を聞いた段階で、最終的に答申がされるという形になります。それを市が受け取ります。その後、市が意見を尊重して、いろいろ検証してこられたことを含めて、市が今度は行政内部で検証した上で、市の行政決定というか、計画を、いわゆる方針を定めて行政決定していくという流れでございます。

ただし、その決定する流れは、議会の決議とか一定の報告とかしなくてはいけないと思ひますので、そういったところの流れがござひます。もちろん、今、行政決定する前に市民の意見を聞くことが大切ですので、そういった手続、意見交換なり、そういったことをしていくという作業がありますので、それが今後答申をいただいた後に、そういった流れがあるかと思ひます。

スケジュールに関しては、今すぐご提示はできないですけども、そういったところで、今日、委員から保護者のご意見をいただいたものも、そういった中で含めて、市としての考え方を、公に示していくという形になると思ひます。以上です。

【会長】 委員、委員、ご質問に対するの回答は今の説明で大丈夫ですか。

【委員】 わかりました。

【会長】 では、今出ている意見で、わりと多いのが、まずは段階的に1園から始めていきましようというご意見が1つ多いかと思ひますが、1番のご意見のように、公立1園を残すということと、残した場合の役割の持ち方ということで、何回か前の審議会に出た国立市で今必要とされている課題というのにきちんと対応していくのは、どのような形でやるかということだと思ひますけれども、ちょっと意見でわかりにくいところはありますでしょうか。

【委員】 この公立保育園を1園残し、他の3園ということと、まずは1園からということが出ていますが、やはり、公立保育園が4園あるということで、その中で本当に4つの園が、常に、例えば研修担当であったりとか、保育のいろいろな問題を考える係であったりとかいうのをそれぞれが、職員の一一人がいろいろな係を持ちながら4園で集まって、いろいろ情報交換をしながら1つの園で起こった問題を、それを提案して、じゃあ、どうしていったらよりいいかということを保育の部会、

保健師や看護師の中でも話したり、栄養の中で話したり、給食は、調理は調理で話したりということ、全部組織だって4園でいろいろな意見交換をしながら、起こってくる問題に対して、よりよい色々な対処していったわけです。それで今の保育の質が保たれていると思いますので、それが1園ということになりますと、やはりそういう本当に切磋琢磨という言葉がありましたが、色々な問題が起こったことに対して、色々な意見ということが全く持たなくなってしまうので、1園だけということでは、今までのそのような培ってきた連携の取り方の中で取り組んできた内容ということではできなくなってくるかなということは思います。

【副会長】 それを公立保育園ではなくても、市の行政、保育行政として4園に限らずできるわけですね。

【委員】 2回ほど前言ったと思いますけれども、要は、私立、公立という対立を作ろうとしているからごちゃごちゃになってきていて、行政が主導になって、いいところでハイブリッドという意味ですかね。じゃあ、なぜ4園だけでやっていることなのか。じゃあ、そのうちの1個を切り離してみても、私立のいいところ、公立のいいところをまぜ合わせたようなものを作ってみませんかというのも民営化の1つだと思います。何か、4園が固まってというイメージがとても強くて、なぜもっとオープンに、ほかにも市内に園がいっぱいあるわけだから、うまく混ぜるための受け皿として、4園あるうちの1つを民営化したらというのはそんなに変な流れではないとか、意見として、何かとても狭いところだけでやっていて、ここだけで上げていきましようではなくて、市全体の保育の姿勢を上げるのだったら、もっと私立のほうにも手を伸ばして行って、一緒に混ぜ合わせるということをしたほうがいいのではないかなと思うわけですが。

【委員】 今、やっとこの段階で初めて、公立と私立が手を組める、そういう会を持てるようになってきてはいます。それまでには、やはりそれなりの歴史がありまして、なかなか一緒にやるのが難しかったというのが事実としてあります。ここで、本当に研修を通して出来始めているという形です。その中で、やはり研修の主体性ということでは、今おっしゃられたように、市が主体的になってもらって、その市が保育園ということではなく、市の保育行政という形でなんですけれども、そこら辺のところは、やはり行政のところには保育園が入ってという形でない、現場がやはり行政だけですよと言いつらいです。声も聞きづらいです。それが、やはり主体となるというところの、行政も難しさは、私は中にいてちょっと感じる場所があるわけです。やはり保育園は、現場でいろいろな問題を直に感じて、すぐにおろしたりできるわけですが、行政となると、ちょっとどういう、そうですね。

【委員】 何となくわかります。でも、多分それは、もしかしたら私立のほうは、そういうしがらみというようなことがないからスムーズにできる。それなりの良さがもしかしたらあるのかもしれない。それを模索する場、模索、子どもを育てる場所を模索という表現は悪いかもかもしれませんけれども、そういう場をつくってみてもいいのかな。それが民営化の1つの目標、なんだろう…。

【委員】 やはり、立川とかは、わりと私立の園でも連携して何園か持っているという保育園が多いらしいです。国立市も国立保育会さんがたくさん園を持っていらっしゃると思いますが、比較的私立は、1園でやられている保育園が多いので、そういう意味では色々な問題が起こったときに、確かに公立の4園のように連携がとれていると色々なことを相談できたりする場所が持てて、それはすごくいいことだなというふうに、1園だけで悩んでいたことが、うちも同じですよ、うちも同じですよという形で話し合えればいいなと思っておりますので、それはそういう形に今後、市の保育行政主導で進めていくということが望ましいことだと思います。

ただ、そこで市全体の市内の未就学児施設の全ての子どもたちのことを考えるということは、それはやはり公立の保育園だから、そこまでを担ってするという責任があると思います。それを考えるのは、やはり公立の保育園の役割、保育行政の役割というふうに。たまたまちよつと武蔵野の方と今やられていることとお話したのですが、民間の保育園の方に、市の子どもたち全部のことまで要求することはもちろん難しい。それは公立のほうの役割だという話がありまして、もちろんそのとおりに思って、私たちもそのようなことを提案していますし、それを市の行政と一緒にやっていくべきことだなと感じているのです。それが1園で全部するというと、やはりそういう中で市と、保育行政と一緒にやっていく中でも、やはり1園ということは、すごく切磋琢磨していくのには、今やっている姿が、どう表現していいか……、これからつくっていくと、今度、私たちとどのぐらい連携を、どのようにとっていくかがなかなか未知の世界なので、すぐに言えないですけども。

【委員】 例えば、そうしたことで環境がよくなるのであればするべきではないと思う。もちろんね。

【委員】 環境が……。

【委員】 感覚としてどうでしょう。現場感覚ってあると思うのです。混ぜることが毒にも薬にもなるみたいな。混ぜることがね、そうやって。

【委員】 混ぜるって、私立と？

【委員】 そうです。

【委員】 それはよくなる方法だと思います。

【委員】 それがずっと出てくるのであれば、それはそれでいいのかなと。環境が変わると難しいのはよくわかります。何にしても。

【委員】 例えば、研修であったら、研修の内容のものを、じゃあ各園で自分たちの園で行っている色々な子どもたちの姿を見ながら、こんな様子がありました。じゃあ、それについて一番、このことを勉強しましょうと決めて、それぞれが抱える、自分の園のことをまとめて持ってきて、持ち寄って話し合っ、じゃあ、今度講師の先生を呼びましょうと決めて、また勉強してということをしていくことを、全ての私立の保育園にも求めて一緒にやっていけるといいう形を考えていくということになりますよね。そこまでを要求して応えてもらうという形、今、公立はそれをやっているの、そこまでを求めていいのかな。

【副会長】 でも、何か色々なしながらみなり、確執があるかわかりませんが、ただ、それは園長さんサイドに全部求めるのは、やや酷で、私は、ずっと事務局にそれをやってほしいってずっと言っているけれども、あんまりそこは出てこないのがとても困っているなという点で、ただ、それはやはり行政とても大事な点で、神田委員も、最初は公立にはっきり言っていました。公立に指導を受ける気なんかさらさらないとかすごいこと言われて、うわ、怖いなどはっきり思ったわけですけども、でも、小学校の連携とかに関しては、はっきりともう行政主導でやらなければいけないし、むしろやってほしいとはっきりと申し上げて、それは、大変強烈なメッセージで、園長さんサイドにそこまではむしろ無理で、例えば、ナレッジはいっぱい持っているの、それをこっとうまく連携してやってほしいなど。

今日いいではないですか。ようやくぶっちゃけトークで話せる。要するに、抵抗勢力みたいになっても、私、本当にどっちでもいいです。別に民営化する、しない、民営化したらお金がもらえるのはいいなと思っていますけれども、結局持っているナレッジを生かさないうまま、だらだらといわゆるな

し崩し的に民営化して、4園の色々、私も色々なことを聞くともう公務員くさくて嫌だって、実は、これもう議事録残ってもいいですけども、ある人が実際にユーザーさんから聞いたりもしているの、それはどっちかよくわかりません。極端な意見かもしれない。

ただ、それにしてもよい部分は絶対何かしらあって、そこが継承されないまま全部バタバタって民営化されてしまったらもったいないので、年間4,000万ってかなり大きいので、あるいは、5、6千万。そこはもっと本当に腰を据えていただきたいなとすごい強く願っています。

【会長】 公立の園であるかということ、公立の公務員の保育士であることというのは、やはりちょっと別のものであって、私は自分が保育者養成をやっている、公務員になった人には、やはりちゃんと公務員としての公としての役割を考えながら仕事をしてほしいと思いますし、だけど、保育の基本は両方とも同じことを教えて養成してきて、同じことを、大事な人たちを養成しているの、ただ、公務員のほうが、それこそ書かれていたように色々な面で研修が充実しているとか、待遇が安定しているとかということでは、長い意味で培っていくところで、より育ちやすいところがあるかもしれないし、あるいは個性的な保育園で、民間の私立園で、よりよい保育士に育っていく環境もあるかもしれないので、簡単に比べられないとは思いますが、多分、委員がおっしゃりたいのは、その子どもや親とかとかかわっていないと、実際の生の現場を知っていないと、現状の要求が、ニーズが把握できない。ただのお役所にいる保育士でいると、なかなかその辺の実感が湧かないということをおっしゃっているのではないかなと、私はさっきそんなふうに取り扱ったわけです。だから、どんな形でも民間園であろうと、財団法人の園であろうと、どこかのセンターみたいのもであろうと、保育士として、国立市の保育士としてできるだけ今は、4園の子どもたちに全て還元されているものをより広く、国立の子どもたちに還元していく方向を、国立市の保育士さんたちには考えてほしいなと、個人的な意見ですけども。

ほかに何かご意見を言っていたほうがよいですけども、人材の活用ということについては、5番の方が、財産とも言える公立保育園の保育士が、是非とも民営化園でもその経験を発揮してほしいというご意見をいただいていると思います。その場合に、この方のご意見であると、法人を国立市が設立する方法、形態2というご提案になっております。

【委員】 実際に財団法人という形で、多くの公立の保育士が残って、いろいろな形で財団のほうの職員に伝えていくという作業、まさに今、その培った力をほかの職員に伝えるといったときに、伝えていっても、その人たちがやめていく可能性が、やめていったというふうな話を聞いたわけですね。どんなに一生懸命継承しても、それが待遇だけではなく、今までしてきた仕事と内容がやはり大変さが出てくるということを知ったのですけれども、なので、一生懸命保育を伝えていっても、それが継承されづらいことがあるということは、結果として、1つの意見として聞きました。公立だから全くやめないということは、もちろんないですけども、それがなぜ。

【会長】 そのあたりは大事なこと、きちんと継承していくというときに、では、どのような方法が望ましいのかということ、多分ガイドラインで。

【委員】 なぜやめて……。

【会長】 そうですね。そういうことを検証しながら。

【委員】 せっかく何年間か一緒にして、継承させたいとも、したいと思って始めても、そこでやめていってしまうということはなぜなのかということは、でなければ、何年いても、ずっとずっと伝え続けなければならないということに、それを引き渡さない限りは職員の費用が実際にはかかるとい

うことですよね。かかる費用として、どれぐらい…。だから、有効性というか、そういうことが実証できるのかなとはちょっと疑問に思います。

【委員】 公立保育園の保育士さんが法人になったほうに行ったら、やめちゃったのですか。

【委員】 いや、財団の法人のところには何人か、半分ぐらい行って保育しますよね、法人の職員の方として。そうすると、色々な今までやってきたことを伝えていると、法人のほうの職員が大変でやめていくことが多いというふうなことを聞いたんですね。大変というのが……。

【委員】 保育にかかわる人たちですよ。

【委員】 そうです、保育士です。

【委員】 ちょっと話が違うかもしれないですが。

【会長】 はい。

【委員】 この公立保育園の職員の意見というところでも、やっぱり職員が今までの立場と変わってくるという話だと思うのですよね。でも、公立保育園で培った、その人たちは市の職員であるわけですよ。そうすると、今度は、行政の立場というか、市の職員として保育行政なんか意見を言ったり、子どもたちの何とかの色々活躍できる場があったりするわけですね。そういうところで生かしていけば、本当によい子どもの保育ができるのではないかなと思いますけれども、だから、公立保育園の保育士さんの立場とか、そういうのがまた考えられるのではないかなと思って、民営化されたら。どうでしょうか。

【委員】 現場で保育士をされていないと、市の行政職として子育て支援とかに携わるとしても、現場感覚がなくなるという話がさっきありましたけれども、今の市の子育て支援課というか、例えば保育・幼稚園係であるとか、そういう部署の中に現役の保育士の方が入るとするのは、子どもを見ている方が入るとするのは無理だと思うのですけれども、保育士を20年やられた後に市の行政職になるとか、逆に、行政職を5年経験して保育園に戻るとか、人事交流じゃないですけれども、そういったことはあるのでしょうか。

【委員】 国立市では、ないですね。体調の関係で現場職から事務職にということは、1つか2つあると思いますが、保育園で経験した保育士が行政に行くということは、特に保育行政とかいうのではないですね。

【会長】 お願いします。

【事務局】 今はないと思いますけれども、想定できるのは、今、例えば保育コンシェルジュとか、そういった形で、例えばどこかの相談窓口にも、専門職の機能を生かした場所を仮に置くとすれば、保育士さんとして専門職の力を生かしてやる場所を、行政職という形ではないですけれども、そういった職場では生かせるということは考えられます。それは、保育園以外でも例えば出ていて、児童館、学童、あるいは子ども家庭支援センターとか、保健センターですかね、そういったところももっとシヤッフルして、そういう力を生かせるということは可能だと思います。ただ、今の段階では、そういったような形にはなっていない。

【事務局】 補足でご説明させていただきます。今、子ども家庭支援センターでは子育てひろばを併設しています。そこにいる嘱託員は保育士の免許を持った方々が、市の正規職員ではありませんが、保育士の資格を持った方を募集しています。子ども家庭支援センター自体には、本来、子育てひろばというのは、絶対設置条件ではないです。ひろばをつけてもいいとなっているのですが、家庭支援ワーカーなり、地域支援ワーカーという役目を担うときには、保育士なり、看護師なりの資格を有して

いる者でなければならないという東京都の設置の中ではなっています。

今後、例えば駅前にできます、矢川プラスができますというときに、子育てひろば等の拡充とかを考えたときには、保育園、幼稚園に通っている方もいらっしゃれば、そうじゃなく、在宅で育てている方もいらっしゃるわけですね。ある意味、つながっていらっしゃる方は、まだ顔が見える関係が築けていますけれども、在宅で、ゼロから2歳ですとか、当然、保育園、幼稚園に行かない方もいた。そういう方々が、どこに顔を出したり、地域の方とつながったりときというのは、やはりひろばというのが重要な位置づけの1つになります。

ですので、そういうことを開設にするに当たっては、当然、保育士なり、看護師なり、そういう有資格者の方を配置するというのが、前提にはなってくると思いますので、保育園、幼稚園だけではなく、そこに行っていない0歳、1歳、2歳といった子どものことも、やはり行政としては多様な保育ということで考えていかなければいけない。例えば、ひとり親の家庭が増えています。国でも54.何%が出たりしています。そこと貧困などが言われているところである。やはり、つなぐところは、ひろばのところは増やしていかなければいけない。保育の一時保育ですとか、いわゆる病児・病後児も増やしていかなきゃいけないというときには、やはり、そういう有資格者の方の働き手を拡大する、働けるところを拡大していくことを考えていくことは、絶対必要になってきます。

【会長】 では、経験豊かな人材を生かす場は、ほかにも色々今後も可能性としてはあるという理解でよろしいでしょうか。

ほかに、このご意見の中で、ご質問などございませんでしょうか。

社会福祉法人に手を挙げていただくという形態1について心配されているご意見は、6番ですか、保育士不足が言われている中でというご意見とかがあったと思いますし、このあたりの見通しについてはいかがでしょうか。社会福祉法人等が手を挙げてくださるかどうかということでご心配されている意見もあります。

【委員】 そういう法人のところで、社会福祉法人の場合には、やっぱり株式会社化したりとか、大きいベネッセとか、そういう大きいところが来て、いいこと取りしてしまって、後でぼいっとするのはなくて、確かに国立の古くからの保育園は、やっぱり法人としてちゃんとやっているということを見極めることがとても大事だなと思います。

【会長】 大事な視点ですよ。保育に企業が参入してきていますけれども、やはり社会福祉法人というのは、元々が社会福祉のために設立された、そういった使命を持った法人ですので、ただ、ここに書かれているような利潤のためだけに手を挙げるというのは、本来の社会福祉法人のあり方ではないと思いますので、企業でももちろんそういう思いを持って保育に対する熱意を持っているところもあるとは思いますが、そのあたり、選定については厳しい目で確認していくということが必要だと思います。

【副会長】 関連して、私は委員が出された意見書を見ながら、逆に、これを一つひとつ不安の解消をしていくにはどうすればいいかな、民営化を進めるためにはという視点で、むしろ見えています。

今、この意見6、どういった運営主体が来るのか不安である。委員からいただいた資料の5枚目、ページ番号がないですけれども、冒頭が、表現できない部分も含めて始まるページ、5ページだと思いますけれども、丸でいうと上から3番目、例えば、一番に望むのは保育士の質です、一般の企業のように最低人員でのぎりぎりの運営では、子どもたちに必ずしわ寄せが出ますという1つの不安意見。

これはおそらく誤解に基づいたところもあるかと思いますが、こういった意見に対して、多くの場

合、行政から出てくるのは、選定をきちんと十分に注意してやりますしか出てこない。それははっきり言って信用できなくて、十分注意するかもしれないですが。やってほしいのは、例えば、実は、今週の土曜日に視察に行くというのがありますけれども、そのシフト表を見せてもらって、実際に何人で回している、最低人員で、認可基準でしたっけ、設置基準、あれよりも必ずみんな、大体のところは上乘せで手厚くやっていると思いますけれども、実際の運営がどのぐらいなのかを見てもらって、それを公立4園と比較してやるとか、そういった具体名とか数字が出てきて、初めてだまされていなというのわかるので、そのところは、やっぱり慎重にやりますじゃなくて、せっかくなのでシフト表。

それこそ、委員さん、これは園長さんの立場ではなくて、市の保育行政の一端を担う人として、もしかしたら周りの職員さん、私も空気がわからない、多分、民営化反対という人も多いのかもしれませんが、それはさておき、仮に民営化する、本音ではもしかしてしなきゃいけないとしても、保育行政の一環では、中に実際受け入れる子どもたちのことを考えれば、例えば社会福祉法人に手を挙げていただいたら、別の園でやっている本当のシフト表を出してもらい、そこを見て、こういうふうになるなら大丈夫だとか、これは危ないという、そこまで言ってくれば、逆に、こういった不安、一般企業みたいにぎりぎりで作るという不安は解消できるのではないかと思うし、そこはやってほしいなと思います。

【副会長】 委員、すみません。委員にお伺いしたいのですけれども、最低人員ぎりぎりでの運営というのは、実態としてあるのでしょうか。

【委員】 ぎりぎりだと、やっぱりないと思います。それに上乘せして福祉法人でも、どこの園でも、ぎりぎりということは考えられないので、少なくとも市や何かで求められているものよりも多く配置していると思います。

【副会長】 多分そこが実態ですよ。

【会長】 認証保育園とか、基準が甘いところでは、より面積とか人員配置が薄いかもしれませんが、国が認可しているところであれば、必ず最低基準よりはきちんとしていないと認可がおりませんので。

【委員】 人員はかなり多いと思っています。

【副会長】 そこは多分、設置基準でしたか、それは大学のほうですね、すみません。面積……。

【会長】 児童福祉法の最低基準ですね。

【副会長】 子ども3対1とか。

【委員】 最低基準がありますから、それよりもプラスされて。

【副会長】 プラスで保育士さんは、数が多いでしょうね、現場で。そこは、実際何人……。

【委員】 どこの法人でも、ぎりぎりではいい保育ができないと思います。

【委員】 ぎりぎりという表現がなかなか難しいと思いますよね。でも、実際、本当にぎりぎりにやれば、逆に、それは待機児童が受けられるわけだからと、そのぎりぎりのラインはちょっと話を分けて。

【会長】 そうなんです。

【委員】 それも別に私立、公立問わずだと思いますよね。だったら、もっと本当に、みんながみんな、ぎりぎりまでやっていて、その分、それで待機児童解消できるのであれば、それはそれで1つの解決策になるのかもしれないし、それはまた別の話だと思うんですけども。

【副会長】 多分、この面積基準、定員というよりは、おそらく保育士さんの3対1に対する、もっと手当なわけですよ。3人に1人、6人に2人じゃなくて、6人だったら2.5人ぐらいが例えば。

【委員】 大体そうなっていると思います。

【副会長】 ですよ。そこの部分の数字を、例えば。

【委員】 国立は少し高いですよ。先生の配置は高いですよ。私は認証やっていたからかなと思ったのですが、国の基準より高いですね。

【事務局】 そうですね。4対1とか5対1とか、3歳児で。

【委員】 そうですね、その辺は。

【委員】 3歳児が国立基準で。

【事務局】 あと、国の政策というか、基準に対して、さらにいろいろなサービス、要は費用的にも、国立市がどこまで見られるのかということで、上乘せして、ちゃんと保育事業が国立としてできるかどうかというところでやっていただいていると思います。

【委員】 していただいています。

【副会長】 続けて、すみません。例えば前例を持ってきて、事務局の方が、本当にこれはリップサービスじゃなく、とても忙しい中、毎回丁寧な資料をそろえていただいて恐縮です。ありがとうございます。例えば前例で三鷹なり、武蔵野なり、いただいていますけれども、そのときに、民営化してもちゃんと子どもと保育士さんの数の比率が変わらなかったんだ、もしかしたら変わっているかもしれないけれども、変わらなかったんだと出していただければ、こういった不安も事前に解消できるんじゃないかなと思いますけどね。

【委員】 あと、できれば、先ほど言いました人材の活用として、保育士、保育の経験のある市の職員が民間の保育園にこういうふうに行くということも、保育の様子とかを見に行くというふうなこともしていくことがいいと思います。この保育の内容を知るという意味では。

【会長】 選定するに当たってということですね。

【委員】 そうですね。先に見にいけたらいい、手を挙げたところの園とか。

【会長】 はい。

【委員】 例えば立川市とか、すごく民営化を進めていると思うんですけども、立川が社福に限っていたかどうか忘れてしまいましたが、このようなガイドラインで募集しますといったときに、1園募集しますといったときに、実際に選考になったのか。例えば5園手を挙げて選考したのか、あるいは1園だったから即決だったのかとか、そういった資料を、どこの市のものを持ってきていただくかというのはとても難しいわけですけども、例えば株式会社も入れているガイドラインをつくったところ、社会福祉法人に限定したとか、NPOに入れたとか、そういった形での募集と、倍率と言ったら変ですね、入札じゃないですけども、選考があったか否かみたいな。手を挙げてくる園が少ないのではないかという6番の意見の方のことを考えると、少ないのか、あるいは多いのかというのは、ちょっとやってみないとわからないことではあると思いますけれども、近隣の多摩地区の民営化の今までのプロセスを考えたときに、結構ばんばん手が挙がっているものなのかどうかというのを知りたいですね。全然挙がらない……。

【委員】 狛江かどこかでは、2つやったうちの最初は2園来て、その次は1園、逆かもしれませんけれども、2園民営化するに当たって、2つのところと1つのところの応募。それは、私は意見に書きましたけれども、1つ来た、まあまあいいから入れちゃうのか、1つでも、こういう基準に達し

ていないから、今回民営化を見送るのか、そこはとても大事だと思います。

でも、例えばその1企業なり、1法人がすばらしければいいし、100来てても全然だめということもあるじゃないですか。だから、そこは、やっぱり基準のガイドラインなり、しっかりあれば、その問題は、数ではないとは思いますが、質だから。

【委員】 数欲しかったら基準を下げればいだけの話だから、そこを下げちゃいけないわけだから、そこを下げないためのガイドラインだから。

【委員】 数で何個来て選んだかというのはあまり参考にならないかなと。

【委員】 来るかどうかということですよ。かつて、1園も来ないということがなかったのかなというのは思ったのですけれども、厳し目のガイドラインの自治体で、例えば川崎か何かで見て、今、既に募集しているところがあったわけですが、3か月間が募集期間、その後プレゼンみたいなものがあって、選考、決定とかいうような流れが書いてありましたけれども、本当に3か月で出てくるのかなとか、どこかの民営化の検証のところで、民営化後の受けた法人の方の感想みたいなので、手を挙げるまでの期間がとても短くて、実際にそれを自分たちの法人で引き受けられるかどうかを自分たちの法人の中で検証するのがとても大変だったというような意見もあったので、そこら辺はちょっとここの審議でというよりは事務局側が考えることだと思いますけれども、どんなふうになるのか、ちょっと見えないところかなと思うのですが。

【委員】 基準が高ければ高いほど、逆に手を挙げる園は少なくなるかもしれないということですよ。

【委員】 あともう1つ、基準に達しませんでしたとか、募集がとれませんでしたとなったときにはどうなるのでしょうか。それは想定されているのですか。できませんでした。それはしょうがないことで、そのままそれでよしとするとか、それは結論だから、そうでしたというのは。

【会長】 どうなのでしょうね。事務局どうですか。私たちが社会福祉法人にという形態1をとった場合、もし手を挙げる園がいなかったとか、挙げたけれども、我々が、こういう法人を見て基準を満たしていなかった場合に、また検討するのか、その場合も含めてガイドラインをつくるのか。

【事務局】 まず、今の段階でどのようなガイドラインで社会福祉法人にお願いするかというのはまだ決まっていないのですけれども、決まっていないということの中での話になりますが、今、市内で実績ある社会福祉法人、例えばそこが手を挙げてくれれば、市として非常に見やすい。それでもまだ挙がらない。では、もうちょっと近隣でという中であれば、実績が近くで見られますので、他市からの情報もあるかと思しますので、そういう意味では、その広がりの中で、ある程度条件に合ったところがあれば、これはベストだと思いますね。それを越えて、どこかの県から知らない法人さんが来るというのは、これはあまり想定しづらいと思いますので。

あと、もう一方では、今、保育士不足ということと、都内では非常にその辺が、やっぱり、都内、多摩でいえば、何かと都内のほうが厳しい状況があると思うわけですね、今の保育所の割合からしても。そうすると、今の段階では、比較的近隣で手を挙げていただけるような法人も、可能性としては、むしろ高いのかなと思いますけれども、これはリサーチしてみないとわかりませんし、実際に募集してみないとわかりませんので、まずはその辺のことだと思います。

だから、行政としてある程度、そういった当たりをつけておかないとまずいかなと。実際、では、手を挙げてもらえなかったら、それはそれでガイドラインを下げるというよりも、やっぱりそれなりの対応を考えなくちゃいけない。移行できないということの判断になりますので、次の手として、当

面、期間を見るか、もうちょっと応募期間を長くするとか、やり方を変えて、基準を下げるということではもちろんいかなど。今の段階では、そのぐらいいかなどと思います。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 多分、高い基準を求めたいところなので、そこにはななかつたときの、それはガイドライン、でも、そうなってくると、結局、ガイドラインをまた下げるしかないわけでしょう。応募がありました、でも、だめでしたとなったときには、それをまた応募するほうに求めるのかどうか、ここは崩さないのかということまでを考えるのかな。

【事務局】 今のガイドラインの決まりでは、保育の一定の基準というのが、国が定めた最低基準というのがあります。それとプラスアルファで、国立市のこれまでの歴史の水準がある。多分、そのことだと思います。それ以上高い水準を望んでいるわけではなく、それはもちろん望みますけれども、そういうことより、まずその水準だと思います。では、その基準は何かというときに、ほかの自治体間で、特別そこが飛び出ているというものではないと思いますので、あくまでも今言った、水準というよりも、保育士さんがいないとか、そういった法人さんの経営状況とか、そういうことにかなりかかわると思いますので、そのところは、もちろん水準というのは大切ですけれども、その議論プラスアルファのほうが大きいのかなとは思いますが。ちょっと今、想定という部分はありますけれども。

【委員】 仮定の話なので、わからないですけれども。

【会長】 判断は、保育の質を見るのは、シフトとか人員配置の部分だけじゃないですよ。だから、その辺は最低基準を、最低というか、満たしていればよしで、そうじゃないと、そもそもが保育園としてだめになってしまうので、保育の内容であるとか、それ以外の視点も見ていくべきだと思います。

【副会長】 それは委員の立場からすると、ガイドラインをつくる、それが実現される、民営化反対の意見を背負っている立場だから、その話はノーコメントかもしれませんが、現状というものがガイドラインに書き込むことができ、それでも応募がなかった場合に、ガイドラインの基準を下げる。そうすると、それは保育の質を下げることなのだ、つまり現状の公立よりも。というものはだめなのか、それでも民営化して補助金取りに行くのかというのは判断ですよ。それは少しこの辺である程度想定問答的にやっておいたほうがいいのではないですか。答えは多分ノーだと思いますけれども。

【会長】 いかがですか。

【副会長】 現状の保育の質というものがガイドライン化にある程度できて、それでも応募がない場合は、ガイドラインを下げざるを得ない。でも、それは要するに現状より悪くする方向ということになりますよね。

【委員】 立場としてこういう意見を持っているわけで、それを盛り込むためにここにいるという考え方じゃないですか、ありじゃないですよ、これさえクリアすれば、では、いいですよという立場にはならないですよ、考え方として。しろと言っているわけじゃないですけど。一定じゃないからだめですというのは、それは1つだと思うし、私は反対ですというもの、そうだと思うし。そこはそれでよい立場の委員ではないかなと僕は思います。任を背負っているのは重いと思いますけれども、これが私の条件ですとか、これを盛ってくださいと言えば、オーケーでしょうけど。

【委員】 そうですね。

【委員】 という意見をどんどん出していけばよいのではないかとは思。実際、上がってきているわけだし、これが1つの本当に事務局の方もよく読んでいただいて盛り込んでほしいと思う部分です。

【会長】 そうですね。ガイドラインのことは先というか、本日決めないといけないのは、民営化する園と方法というのを大体方向性を出したいのですけれども、園について出ているのは、老朽化についてのご意見が8番で優先順位ということと、2番を推奨されているご意見の中にはまとめて民営化してもよいのではないかと、1園ずつじゃなくてというご意見も中にはありましたよね。

【副会長】 いいですか。

【会長】 はい。

【副会長】 要するに、市のほうでは、ある程度のブループリントはあるはずで、もちろん、それを市のほうで積極的に、こういう計画ですけれどもと言うには、ちょっと立場として言えないのはわかります。ただ、ある程度の目途があって、それを聞くのは決して悪いことじゃなくて、財政改革審議会の最終答申にも、民営化することを強く方針として打ち出しているのです、それを受けて幾つか検討しているはずで、どの辺がどういう案があるのかを多分聞いてもいいし、それを事務局が言ったからといって、民営化ありきの議論だということはない気がするし、それを聞かないことには、みんなで触れていない感じがさっきからしていて、もちろん、それは審議会を受け、審議会の決定なり、市長の決定を受けてとうことですけれども、どのような案があり得るのか、ぜひ事務局の人に聞きたいのですが。

【会長】 時期が、矢川プラスが目安ということも重なってくると思います。

【副会長】 可能性としてどのようになりそうですか。事務局お願いします。

【事務局】 先ほどからですけれども、市としては、いろいろな審議を経て、最終的に市の判断ということになりますけれども、今の考え方では、1つ、こちらに載っているように、社会福祉法人にお願いする場合には、先ほど議論があったように、では、具体的に手を挙げていただけたところがあるのか、そこに関しては何か問題があるのか、課題があるのかということでは、これまで議論したように引き継ぎ保育についての色々なご意見、難しいというご意見も現場からもあると思います。それは他の自治体で多く採用されていますので、1つの方法としてはあると思います。

もう1つ、財団あるいは社会福祉法人（社会福祉事業団）を設立することによって、色々大変であると思いますが、それが保育園に限らず、色々な子どもの政策、地域に根差した保育政策に係ることができる目的を持って作ることができれば、それも1つの大きな、民営化だけの問題じゃなくて、もっと広い視野でできるんじゃないかということです。それにチャレンジすることは、市としては、よいことであると思いますので、今、事務局としては、もちろんこれまでも申し上げてきましたが、どちらということではないということです。ただ、その中で財団を作るとなると、こちらにも、同じく色々な課題が出てくると思います。一旦、出向で職員が行って、その後、プロパーと混ざってうまくできるのかとか、それはやはり他市の状況を聞いて、審議会でも武蔵野市の話が上がりましたが、それは私ども、そういう認識がありますので、そういったことを含めて最終的に判断したいと思っています。

ですので、今日ここで出た意見というのは、ある程度、何通りかの考え方があるものだと思いますので、そこで、ご意見いただければ、市としてその辺をもう少し最終検証して考えていきたい、決定していきたいと思っています。

今の段階では、今言った社会福祉法人というのは、他市の事例があって、1つの有効な方法である。もう1つは、財団を作ること、これは非常に大変だけれども、これもまた、しっかりした目的を持てばよいことであると思っていますので、その辺の中で委員さんのご意見をいただければと思います。あと、段階的という考え方、検証してやっていくことも必要だとありました。その辺は、私どもは確かに。

【会長】 同じ考えということで。

【事務局】 はい。

【副会長】 それはあまり議論にならなくて、私が聞きたかったのは、4園あるうちのどれを。例えば、今、なかよし、矢川、西、東とありますけれども、例えば一番上はなかよし保育園、これを民営化するならば、こういうふうな手だてが考えられる、矢川ならこういう手だてが考えられるというのは、事務局サイドが一番情報を持っていて、第2回に配られた資料4を見ますと、公立・私立保育園の施設状況、例えば建設された年、残存耐用年数等々がありますので、これを見ながら、ある程度のブループリントがあると思うので、それを聞かせていただいた上で、いやいや、そのような民営化は、例えば委員サイドから困るとか、委員も現場をよく知っているの、現場からすれば、民営化するなら、この園のほうがやりやすいのではなからうかというのも出してもらわないと。

【委員】 ちょっと……。

【副会長】 出してもらわないと、全部、市長サイドで決めますよ。事務局に本当に聞きたいのは、傍聴の人も勘違いしないで、事務局が今から言うからといって、あいつらは全部計画を持っていて、こんなのは茶番でやっているじゃなくて、何事も行政というのは、大体、道路引くにしても100年計画でやっていますから、それは別にできないかもしれません。例えば、この園を民営化するなら、こういうことがあり得るといことは、色々考えているはず。それをもとに最終的に市議会で民主的に決定していくので、是非私は聞きたいです。4園のうちどれをどう民営化したらこうなりそうかという構想を持っているかを知らない、私はわかりません。ぜひ教えてください。お願いします。

【会長】 はい。

【事務局】 これもどれをというのは難しいわけですが、ほかの自治体の例を見ていくと、いわゆる古い建物で、壊れそうな建物を、ではお願いしますと、民営化するときには、例えば更地化して新たに建てる場所からお願いするというので、そういう条件になろうかと思えますけれども、そこまで市は今どうするかと考えていませんが、今の段階では、ある程度、今の建物の有効活用も含めて、将来の絵が描けるのであれば、そういった園をまず優先的に考えていくのも、1つの考え方であると思っています。

それが今回のご意見でもありました。

【会長】 8番。

【事務局】 その考え方と、あと、矢川プラス、これは前回も申しましたように、1つのメルクマークとして、目安として考えていますが、これは今後、新たな矢川地域の事業ですので、矢川の複合的な事業ですので、その中で、1つ検討しなくてはならないところで、矢川保育園につきましては、そういった優先順位としての対象となるかなと思っています。

【副会長】 それを受けますと、この第2回資料4、公立・私立保育園の施設状況で、なかよしが32年残っていると。矢川はこれから本当に、また新しくできる、建て直します。西が21年残って

いる。東が44年残っている。

【委員】 これ、41年じゃなくてですか。50年と53年ですけど。耐用年数は21年ですか。

【事務局】 残存耐用年数。

【事務局】 はい。できた年数……。

【会長】 じゃないのですね。

【事務局】 はい。いわゆる躯体、建物自体がちゃんと耐えられるかどうか、根本的な話です。

【副会長】 つまり、おそらく最初に建てかえを検討しなきゃいけないのが西保育園で、21年後には耐用年数が切れる。でも、21年待ってようやく建てかえなんて、基本的に、この財政状況で、わざわざ建てかえという目はなさそうですかね。どうですか。

【事務局】 それは、申しわけございません。逃げるわけではなく、公共施設ストックマネジメントの考え方があって、我々、単体でそこを建てる、建てないではなく、今、全体としては、公共施設のこの10年以内の計画をまず出す。最終的には延べ床面積を2割減らすという形が出ていますので、どこを優先で云々というお話には何とも言えません。

ただ、ご意見いただいたように、老朽化というのも選考なんかするときの1つではありますし、あとは、例えば子どもが少なくなったときの地域の点在で、どこに、どのくらい子どもがいてとか、これから大規模住宅ができるのかどうかと、いろいろ加味する点がございまして、一概にそこは現状の中では考えられませんので、選考する方法の中に年数というのも当然あるかと思えます。

最近ですと、国のほうの考え方では、また、学校の空き教室を使うという考え方も出してきたりしているので、一概にどこが何というの、現状の中では、やはりお答えができない、こちらも決まっていけないというのが、正直なところです。

【会長】 ということは、具体的な園名では決められない。やっぱり1園とか、3園とか、そういった表現で、こちらは答申していくしかないということですね。

【事務局】 答申をいただいた後に、行政決定を当然しなければいけないと思っています。その中で、全てのストックの観点、建物の観点ですとか、子どもの数も含めた全てのところで、最終的にどこを、あと、施設の規模について、例えば多様な保育に応じるのであれば、それなりの平米をつくらなきゃいけないとか、逆に言えば、生かすためには改築ということでしょうかね、そういうこともゼロではないというところですので、今のところでは、行政決定した後に、方法を決めた後に、そこは考えていくというような流れになると思います。

【副会長】 矢川プラス、では、矢川を民営化した場合に、その隣接する施設としては国立市直営のものができるそうですか。

【事務局】 矢川プラスについては、もともと矢川プラスの今は大きな素案ができていて、そのできたところには、例えば子ども家庭支援センター、発達支援室、子どもひろば、保育園、あと児童館が入るといような、素案はホームページで広く出していて、それについてのパブリックコメント等も募集して、ある程度これは固まっているところですので、ただ、それが民なのか、公なのかどうかというような議論は、またちょっと別なところかと思っています。

【副会長】 なるほど。だそうです。ありがとうございます。私からは以上です。

【会長】 あと、確認ですけれども、いろいろ公がやる、公立が果たすべきということも含めて、多様な保育ニーズにきちんと待機児童解消も含めて応えていくために、国立市の関与をきちんとさせるという意味では、財団等をつくるという方向が、市の責任の所在がわかりやすいということはある

かと思ひまして、そういった2を優先順位につけられておられる委員の方が多く見受けられたと、私は個人的に概観したわけですから、そういった方法もあるけれども、やっぱり、それは1園だけのために財団をつくるということではなくて、まず、社会福祉法人に手を挙げてもらうという方法をとることも先にやってみて、後で財団を考えるという方法もあるかもしれないし、とにかく公立のまま1園だけ残して、残りの3園を財団化するなんていう方法も色々あると思うんですけれども、そういった選択肢というのか、市の関与をきちんと明確にすることと、保育ニーズに応じていくということ、公立保育園に通っている保護者の不安は受けとめつつも、その保護者以外の国立市の子育て家庭や子どもたちにとって、より将来的に望ましい保育サービスを展開していくための行政のあり方ということを考えてときに、どういった方法が望ましいのかということ、市のほうできっちりと計画していただくという、具体的には何番目にやることは、ここでは決められないそうですので、方向性が出たところで、それでは、こういったガイドラインがよいのではないかという方向にまとめていくということではいかがでしょうか。

何かご意見があれば、お願いします。

【委員】 例えば財団を成立する場合には、どこかに書いてありましたけれども、1園のために財団を作ることはないと書いてありましたが、例えば公立を1園残す前提で、1園を社会福祉法人で先行して民営化園を作ったとすると、残りは2園ですよね。2園でも財団を作る意味があるというか、意義があるというか、財団を作るのはよいと思うわけですから、2園では意義がないということであったら、やっぱり3園とか4園にしなきゃいけないということになりますか。

【会長】 2園で財団をつくる方向もありですよ。あまり考えにくいですか。

【事務局】 先ほど言った公立保育園の4園で、いろいろな機能してきたという話につながるように、例えば、2園であっても、機能的にしっかりして意義があれば、選択肢としてあると思います。残り2園について財団を作るときに、ほかは違う手法ということで、別にその選択肢もあると思いますけれども、財団が2園だから機能しないのではなく、ちゃんと国立の保育をしっかりやって、なおかつ、財団をつくる目的、例えば地域に根差したような、今までの保育と違った形で展開しますと、財団がそういう形のものとするのであれば、2園でも、趣旨や目的はちゃんと達成できるのではないかと思います。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 この意見にも書かせていただきましたけれども、財団を作るということが、どれだけ市にとって負担になるかがちょっとわかりにくくて、今の先ほどのお話でも、大変だと思うけれども、地域に根差した子育て政策のために広い視野を持って財団を設立するということは、国立市にとってのチャレンジになるというようなお話があったので、やってもよいという感触があるのかなと少し思ったわけですから、お金がかかるとか、社会福祉法人に1園ずつお願いするよりも、市として負担感がすごくあるのかなというの思っ、私は2がよいと個人的には思っているんですけれども、その辺がどうなのかなと。財団法人を作っていくということがどれだけ市として大変なのかなというのがちょっとわからなかったの。

【会長】 負担感ということではいかがでしょうか。

【事務局】 園の数というより、例えば武蔵野でしたか、いわゆる子ども協会を、財団として作ったときに、ほかの子育て関連の事業も含めた財団をしているところもあるわけですよ。なので、今は保育園の民営化というところを主眼でやっていますが、例えば財団を作ったというのが、ほか

の関連する子ども子育て、例えば子育て支援センターなどは民間に委託している場所があるとか、発達支援もしているところがありますので、そういう広域の子ども関連を財団というのも、これは決定でも何でもなくて、そういう方法をやっているところも実際にはあるので、そういうことも検討する余地は当然出てくるのではないかと思います。

【会長】 どうぞ、副会長。

【副会長】 多分この保育審議会とは直接は関係ないのですが、今、松葉課長がおっしゃったように、矢川プラス、今、素案を見せていただくと、児童館なりが本当に隣接している、よい意味での子どもが中心となる場所ですけれども、国立市財政改革審議会の最終答申を見ると、やはり児童館や学童保育所も市直営で必ずしもやらなくてよいとはっきり名指しされていると。好むと好まざるとにかかわらず、そういう行動計画にはなっていくと思うわけですけれども、その際に、もし矢川プラスの保育園を財団にしておけば、そこに児童館なりもどんどんくっつけていくことができるのであれば、矢川プラスは将来を見据えて財団にしておいたほうがいいのかと素人ながら考えましたけれども、いかがでしょうか。

【会長】 はい。

【委員】 唐突な意見ですが、この財団を作るのでしたら、4園全部を財団にして、それで新しくやっていくという方法もあるのでしょうか。

【副会長】 そうですよ。

【委員】 そういうふうにやったら、とてもシンプルに全体がまとまるし、いいのではないのでしょうか。どうしても1つ残さなくちゃいけないという理由もないし、財団でしたら、そういうことを生かしながらも、よいシステムがつかれるのではないのでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 矢川プラスについては、今までもずっと公立の保育園のほうで、子育て総合支援、総合施設、総合センターとしての役割ということで、とても長いこと考えて、児童館が入ったり、学童が入ったり、子家センが入ったり、発達支援室が入ったりということで計画をしまして、そこに、むしろ保育行政も入って、そこに行けば、子どものことが全てここでできるという直営の施設をつくれたらいいなということで、ずっと考えて積み重ねてきているわけですね。という計画は保育園のほうでは考えていました。

【会長】 全て財団になるということについては、特にご意見はないですか。

【委員】 財団でしている保育行政の、市としてのかかわり方というところが、どの程度責任、責任と言っても、実際の保育の運営とかを、結局は武蔵野市のことを聞きますと、徐々に移して行って、違うところになっていくと。継承していたものがどういうふうに残りながらつなげられていくのかということや、ずっと見守り続けることができるということが、今まだ過程の途中のところなので、実際はわかっていないですね。それがどういう方向でマイナスのほうになっていくのかというのは何とも言えないことなので、それが子どもにとっていいかどうかということは、どれだけ公が出ていけるのか……。

【会長】 いずれにしても、あと残りが少なくなってきましたけれども、何園をいつということや、段階的にというご意見があったので、全てを一気に、財団を1つつくって、4園全てそこに民間委託してしまうというのはちょっと唐突じゃないかなという気はいたしますけれども、そういう意味では、どこをどう段階的にしていくかということで、財団をつくるのは、どうやら少しは市が関

与できるらしいということがありながらも、本当にそれで、今まで公立がやってきたことを継承できるのかどうかというので、一度にやるということよりも、やはり、1園なり、どこかやってみて、そこを検証して、実際に民営化はどんなふうになっていくのかということを見届けながら、こういう進め方のほうが望ましいのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

【副会長】 私は、矢川プラスが民営化するのであれば、財団のほうが何かいい気もして、わかりませんが、隣に児童館がいたら、それこそ上乘せの職員を、例えば5人最低基準に1人上乘せ、これはフレキシブルですが、最低基準だと2人だと、ここに1人上乘せと結構重いと思うのですね。だけど、隣の児童館とうまく時間のやりとりができるような職員配置というのは、やっぱり財団ならしやすいはずで、おそらくそれだったら、矢川プラスの中に、ここの保育園、保育所だけが社福で、ほかは市というのだと融通がきかない、もったいないんじゃないかという気はするんですが、どうですか。

【委員】 やっぱりそう思います。

【副会長】 例えば、本当に今、給食の後で、わっというときに、隣の児童館を見ると、ちょっと暇そうだったりして、あの手が欲しいという瞬間があると思うわけですね。それは、やっぱり……。

【委員】 きっと子どもたちが集まる午後になるだろうし、保育園が午後だと昼寝とかありますから、配置や何かで、やっぱり職員の休憩や何か色々あるとは思いますが、その辺がうまく整理できれば、うまい方法があるんじゃないかなと思います。

【事務局】 会長、よろしいですか。もし仮に100%、全体、財団なり社会福祉事業団で考えた場合には、児童館、今3館ありますので、3館全体の捉え方どうしていくか、あと学童もそうですし、あと発達支援室、これもどういうふうに市の中で機能していくという全体の問題がありますので、もし仮に、そこで財団にすると、多分、そういったことの次の課題が出てくると思います。それだけ付け加えさせていただきます。

【副会長】 ただ、財団にしておけば、後からやれる、児童館3館をつけていくということもあり得ますけれども、社福で進めてしまうと、なかなか、また1から。

【会長】 そういう意味では、将来的にはいろいろなところと連携していくのであれば、財団をつくるのがよいであろうということがありながら、そうでもないというご意見も。

【委員】 そこは絶対に公立でやってもらおうと考えていたので。

【会長】 社会福祉法人に手を挙げていただく方法と財団ということでいうと、両方の道を残しておきますか。社福にまずは手を挙げていただくという方法も残して、財団についても検討していただくというのが。

【委員】 財団に反対していたから、言いにくいんですけど。社福のほうは、やっぱり合同期間があるにしても、在園する子どもたちが大好きな先生がいなくなってしまうことに変わりがないので、そう考えると、財団のほうが良い、先生たちが変わらないというメリットはもちろんあると思うんですけど、財団にした場合は1園だけでは難しいというところがやはり大きいので、例えば、そこを、今後、保育園を新設とかしていくのであれば、そこも財団で、例えば公立を民営化する、ほかの3園を財団にするのではなく、新しい保育園を作る場合、作る予定がおそらくあると思うので、そこをその財団でやっていくことはできないのかなと思ったり、例えば矢川プラスの拡充案ではないですけど、例えば病後児、そこで財団としてやっていくとか、そこにプラスさせた財団で運営を整えていくことはできないのかなと思いました。

【会長】 わかりました。そういった方法が可能かどうかは検討していただかないと、ここで言ったから、そのとおりになるわけではないと思います。各方面との調整が必要だと思いますし、決定権もないと思います。

ということで、幾つかの方法が考えられるということと、段階的にやるということの確認ぐらいしかできませんかね。今日9時になってしまって、申しわけございません。

あともう1つ、視察について事務局からお願いします。

【事務局】 事務局から説明をさせていただきます。視察について、時間も少ないので、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

日時が4月9日土曜日、午前10時半から、小平市のすずのき台保育園、こちらの園は平成28年4月1日から民設民営として、合同保育につきましては、平成28年1月から3月までが合同保育という形です。通知文の次にガイドライン、2ページ目が民設民営の移行期間の内容となっております、実際に公設から民設民営に移ったということで、まだ移ったばかりの状況というところもありますので、こちら、ほかの市もお話をさせていただいておりましたけれども、小平市でしかご了解いただけなかったものですから、こちらの園を選定させていただきました。

視察は10時半から行わせていただくよう相手側の了解をとっておりますので、現地10時半に集合していただければと思っております。行き方としましては、国分寺駅から西武バスが15分程度で着く見込みとなっております。

概要としましては、私立保育園の移行状況についてということと、三者協議による準備内容や合同保育の課題について事務局では考えております。また委員の皆様で、この点を聞きたいとかということがございましたら、金曜日までにその内容をいただければ、事務局において、相手方の園に確認をとって説明等をしていただく予定で考えております。以上が視察の内容です。説明は以上です。

【会長】 10時半からどのぐらいを予定していますか。

【事務局】 おおむね1時間ぐらいは確保させていただいて、質問事項等で伸びるかもしれないということで、1時間半ぐらいを考えております。

【会長】 了解しました。

【事務局】 できましたら、本日、出欠席の確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、行けそうな方、もしくは行けない……。行けない方がもしいらっしゃいましたら、挙手で。もしご回答いただければ、後日でも構わないんですけれども、今の段階でもう行けないということがわかっている方がいらっしゃいましたら。

【委員】 仕事があるので、行けたら行きます。

【事務局】 そのほかの方はよろしいでしょうか。では、そのように先方にはお話をさせていただきたいと思っております。

【会長】 その他、よろしいですか。次回。

【事務局】 よろしいでしょうか。

【会長】 はい。

【事務局】 次回、第7回が2週間後、平成28年4月19日火曜日ということになってございます。場所については、午後7時から本日と同様、第3、第4会議室で開催させていただきます。

次回につきましては、本日のご審議いただきました民営化の方法についてというところで、この辺を、今、最後に会長のほうでいただいた意見も踏まえて、骨子といいますか、たたき台になるような

もの、こちらも提示をしたいと思います。先ほどいただきました、委員からいただいたところも、こちらも今日いただいたところで熟読しておりませんので、内容も読ませていただいた中で、当然、保護者の代表ということで心配されている部分、危惧されている部分もあるかと思います。その辺も踏まえた上でたたき台となるようなものをご提示したいと考えてございます。

当日となると、とても審議はできませんので、事前になるべく早い段階で作ったものをメールなり、郵送なりでお渡しをしたいと考えておりますので、大変ご多忙のところ申しわけありませんが、必ずお読みいただいた上で、たたき台のところになっていますので、当日初めて見たということでは審議にならないかと思うので、申しわけございませんが、こちらも極力早くお渡ししますので、必ず熟読いただければと思っています。よろしく願いいたします。

【会長】 はい。

【事務局】 最後に1点、議事録ですけれども、確認がとれなかった方もいらっしゃいましたが、本日確認がとれまして、2回目、3回目、4回目で訂正等の依頼がなかったものですから、2回目、3回目、4回目のメール、書面等で送らせていただいた内容で開示という形をとらせていただきたいと、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 あと、視察につきましては、こちらの通知のほうには記載ありませんが、審議会の延長線上という形で、審議会のほうを開いたという形の報酬等も一応考えておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 では、長い時間ありがとうございました。また次回、よろしく願いいたします。

— 了 —